

田沼行政センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、佐野市役所田沼行政センター（新館・別館）の自家用電気工作物保安管理業務委託の概要を示すもので、現場の状況に応じて、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1. 業務委託名

田沼行政センター自家用電気工作物保安管理業務委託

2. 業務委託場所

佐野市役所田沼行政センター（新館・別館）

佐野市田沼町974番地3

3. 委託契約期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日（36か月）

この契約は長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。

4. 設備容量：225kVA 受電電圧6,600V

（内訳）

電灯：75kVA

動力：150kVA

太陽光発電（定格容量：10kW 定格電圧：210V）

5. 業務委託内容

ア 受変電設備の点検・清掃を実施すること。

- ・各高圧機器等の過熱、変色、異臭、油漏れ、変形、亀裂及び接続部等の増締・点検
- ・シリコン剤等使用による清掃

イ 漏電を常時監視できる装置を設置し、別紙点検項目に基づき、月次点検は、隔月1回以上、年次点検は、年に1回行うこと。

ウ 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について報告すること。

- エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において電力会社等より通知を受けた時は、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止に努めるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- オ 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- カ 上記4.の設備に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- キ 上記4.の設備に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について報告すること。
- ク 上記4.の設備に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について報告すること。

6. その他

- (1) 自家用電気工作物保安管理業務委託について疑義が生じた場合、お互いに協議のうえ、決定すること。
- (2) 見積金額は、月額と36か月の総額を消費税抜きの価格で表示すること。
- (3) 不明な点については、田沼行政センターまでお問い合わせください。

TEL 0283-61-1120

点検項目

月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電)	年次点検 (細密)
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	区分開閉器 引込線等 架空電線、支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
電力用コンデンサ 及びリアクトル	外 観 点 検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
母 線	外 観 点 検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
その他の高圧機器	外 観 点 検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
配 電 盤 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	保護継電器動作特性試験		○	○	
	継電器と遮断器等との連動試験		○	○	
	電圧、負荷電流測定	○	○	○	
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○	
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年次点検 (停電/無停電)	年次点検 (細密)	
配 電 設 備	電 線 路 (架空電線、支持物 ケーブル)	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
	断 路 器、遮 断 器 開 閉 器、変 圧 器 計 器 用 変 成 器 電 力 用 コ ン デ ン サ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		内 部 点 検			○	
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○	
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
	非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
			始 動 試 験	○	○	○
機 関 保 護 継 電 器 動 作 試 験				○※	○※	
発 電 機 励 磁 装 置 接 地 装 置		外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
遮 断 器 開 閉 器 配 電 盤 等 制 御 装 置		外 観 点 検	○	○	○	
		継 電 器 と の 連 動 試 験		○	○	
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験		○	○	
		制 御 装 置 試 験		○	○	
		そ の 他 は 受 電 設 備 に 準 ず る				
蓄 電 池 設 備		本 体	外 観 点 検	○	○	○
			液 量 点 検	○	○	○
			電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
	液 温 測 定			○	○	
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
負 荷 設 備	配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	○	
		絶 縁 監 視		常 時		

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
- 3 年次点検(停電/無停電)は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)及び無停電点検に係る維持基準等の規定に基づき、点検を一部省略することがあります。
- 4 年次点検においては、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)に基づき、高濃度PCB含有電気工作物の確認を行います。
- 5 絶縁油の点検・試験は、PCB含有のおそれがある場合、一部を省略することがあります。
- 6 ※を付した項目は、保安協会と協議し、機器製造者等の専門業者の点検実施とする場合があります。ただし、配電盤に組み込まれた機器及び継電器については、電気機器製造者等と協議により、一部点検・試験を省略することがあります。

点検項目

工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点 検 項 目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受電設備	断路器、電力用ヒ ューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、 変圧器、コンデン サ、リアクトル、 避雷器、計器用変 成器及び母線等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受・配電盤		外 観 点 検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外 観 点 検	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式 受・変電設備の 金属製外箱等	外 観 点 検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備 発電装置を含 む)	原動機、発電機、 始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外 観 点 検	○	○
		始 動 ・ 停 止 試 験		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外 観 点 検	○	○
		電 圧 測 定		○
		比 重 測 定		○
		温 度 測 定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○

注) 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。